

国民健康保険の

被保険者の皆さまへ

国民健康保険傷病手当金の支給について

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者などに対して、傷病手当金を支給します。

【対象】

南越前町国民健康保険に加入している被用者（会社などに勤めている方）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のため勤務することができない方

【支給対象となる日数】

勤務することができなくなった日から起算して、3日を経過した日から勤務することができない期間のうち就労を予定していた日数

【支給額】

直近の継続した3か月間の給与と収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2に、支給対象となる日数を乗じた額（※上限あり）

【適用期間】

令和2年1月1日から9月30日で、療養のため勤務することができない期間（ただし、入院が継続する場合などは、最長1年6か月まで）

【申請方法】

申請には、医師や事業主の証明が必要です。申請書類は町ホームページからダウンロードできます。申請書類の郵送を希望する場合は、お問合せください。

【問合せ】

町民税務課 ☎0778-47-8005

国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険税が減免となります。

「保険税の減免の対象となる方」

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方 ↓ 保険税を全額免除
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯の方 ↓ 保険税の一部を減額

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 - (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
- ◎申請に当たっては、収入を証明する書類が必要となります。

○**保険税の減免額**は、減免対象保険税額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（D）をかけた金額です。

減免対象の保険税額（ $A \times B / C$ ）

A…世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B…世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C…主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合（D）

300万円以下の場合…全部（10分の10）	400万円以下の場合…10分の8
550万円以下の場合…10分の6	750万円以下の場合…10分の4
1,000万円以下の場合…10分の2	

◎主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額に関わらず、対象保険税の全部を免除します。

ご自身が減免の対象となるかどうかや、申請に必要な書類などの詳細については、まずは町民税務課にお問合せください。町ホームページにも関連情報を掲載しています。

【問合せ】

町民税務課 ☎0778-47-8004 ☒tyouzei@town.minamiechizen.lg.jp

<http://www.town.minamiechizen.lg.jp/>